

令和元(2019)年度第1号申立てについて
(最終報告)

西東京市子どもの権利擁護委員

令和4(2022)年7月28日

第1 本提言の前提となる事例と問題意識

子ども110番ピーポくんの家（以下「ピーポくんの家」といいます。）に、小学生2人が、「ここは来ていいところでしょ」として訪ねてきたことがありました。聞くと、「学校に行きたくない。学校や親には言わないでほしい。ここに置いてほしい」というもので、ピーポくんの家の協力員はその対応に大変困りました。協力員は、子どもの思いに添いながらも、学校や保護者が、子どもの安否を確認できないという事態を避けるべく、心をくだいて対応しましたが、その対応がよかったのかについて悩みました。それを知った市民の方がほっとルームに相談をし、申立てをするに至りました。

ピーポくんの家は、地域の協力を得て、身の危険や不安を感じた子どもが避難できる場所を作ることを目的としています。しかし、子どもは、必ずしもそのように捉えていないことがうかがわれ、そこから、協力員の方のこうした戸惑いが生じたものと思われます。

ピーポくんの家は、地域の人々の思いを受けて長く続いてきたもので、これを担っている方々は子どものためになるように努力されています。しかし、「おとなが考えるピーポくんの家」と「子どもが考えるピーポくんの家」に気づかぬ「違い」があるとき、子どもが利用を控えたり、利用できないことがあったりして、その結果、子どもに思わぬ事態が生じることもありえます。

こうしたことを踏まえて、このような「違い」を詳しく調べ、子どもの権利のよりよい保障の観点から、今あるピーポくんの家のよさを生かしつつ、これがよりよいしくみとなる提案ができるよう調査を始めることとしました。

第2 ピーポくんの家について（調査）

1 調査の方針

調査は、上記のような「違い」がどのようなものかを調べることに焦点を当てることとしました。そのために必要な調査は次のとおりです。

（1）ピーポくんの家の成り立ち

ピーポくんの家が、もともとどのようなものとしてできたのかを、市役所にある資料を基に調べます。

（2）ピーポくんの家がどのように運営されているか

現在、どのようなものとして運営されているかを市役所にある資料から調べます。

（3）ピーポくんの家についてのおとなの認識

ピーポくんの家のしくみが、これを依頼する人（運営主体・担当者）、やってくれる人（協力員）、これを子どもたちに伝える人（学校）が、それぞれ、ピーポくんの家をどのようなものとして認識し、子どもたちにどのようなものとして説明しているのかを調査票を使って調べます。

（4）ピーポくんの家を子どもたちがどのように考えているか

ピーポくんの家を子どもたちがどのように捉えているかを把握するために、具体的な事例を設定して、ワークショップ形式で、子どもたちのピーポくんの家の利用意識を調べます。

2 ピーポくんの家について

（1）ピーポくんの家の成り立ち

ピーポくんの家は、旧田無市では「子ども 110 番の家」、旧保谷市では「ピーポくん 110 番」として合併以前から続いていました。両市が西東京市へと合併した平成 13（2001）年 1 月以降、別々に存在していた活動が統合されて現在に至ります。

旧田無市の活動「子ども 110 番の家」は、平成 9（1997）年に、田無市社会教育課から田無市育成会連絡会に「かけこみハウス」として紹介されたことで始まったとされています。それ以外にも、練馬区や神戸市での事件（平成 9（1997）年に発生した神戸市児童連続殺人事件）を受けて、谷戸小学校 P T A と田無第三中学校では独自に活動を開始していたようです。その後、田無市育成会連絡会は、各学校の P T A ・保護者の会からもこのような活動に対する賛同の声が上がるのを待って市全体の取組としていくこととし、平成 11（1999）年度から各学校 P T A と田無市青少年育成会、田無市社会教育課とで組織化について協議が開始され、平成 12（2000）年度には田無市全体の制度となりました。地域の中で地域の子

どもたちの安全を守るため、子どもたちの目にとまる地域共通の表示が必要となり、ステッカーのデザインを決定しました。屋外への掲示用として防水加工を施し、大小二種類のサイズが用意されました。ステッカー作成費用は、田無市青少年問題連絡協議会へ協力を依頼し、行政に対して田無市育成会連絡会と保護者の取組を説明し、予算付けを提言しました。活動地区は田無市内の中学校学区域と田無小学校区域との5ブロックで行い、各ブロックの代表は、毎月協力者リストを提出するものとされていました。また、ブロック代表者会議を通じてブロック相互で連絡を取り合うこととされました。子どもに何かあった場合、どのように対応するか、連絡方法等のマニュアルが整備されました。協力者に何かあった場合には、市が掛ける見舞金の保険の範囲内で補償されることとなりました。

旧保谷市の活動「ピーポくん 110 番」は、練馬区で発生した事件を受けて、保護司の保谷銀次氏の発案で始まったとされています。その目的は、市民が事件を監視しているという印象を不審者にイメージづけるためでした。警察の協力も得て保谷市教育委員会がステッカー・腕章を作成しました。ステッカー・腕章は、民生委員と保谷市防犯協会が中心になって配布しました。その後、一度は、予算が打ち切られましたが、保谷銀次氏が「ふれあい連絡会」の中で予算復活を要求し、翌年度は再度予算が付き、ステッカー及び腕章が配布されました。この際、保谷銀次氏の発案により、学校にもステッカー及び腕章を配布し、保護者にも協力してもらうよう呼びかけることとなりました。このような取組とは別に、一部地域の小学校でも独自に活動を始めていたようです。

平成 13（2001）年 1 月に両市が合併した後、西東京市は旧田無市・旧保谷市の当該地域活動を支援する方策として、旧田無市で行ってきた支援であるステッカーの作成と協力者への見舞金制度を西東京市全地域に拡大し継続して行うこととしました。また、平成 13（2001）年度からの課題として、田無地域と保谷地域の組織の統合と西東京市としての共通ステッカーの作成とがありました。西東京市立小中学校の P T A・保護者の会・西東京市青少年育成会・各地区会等の学校関係者が話し合いを進め、平成 14（2002）年度に西東京市全域で組織化されるに至りました。また、統一ステッカーとして「子ども 110 番ピーポくんの家」が作成されました。

（2）ピーポくんの家がどのように運営されているか

ア ピーポくんの家活動の一年度の流れ

現在、ピーポくんの家活動は、西東京市立小中学校 P T A・保護者の会、西東京市青少年育成会の担当者が運営主体を担っています。また、これらの担当者から依頼を受けてピーポくんの家を担う協力員は、市民を中心に企業（主に店舗）や公共施設などを含めると、市全体で 1,396 か所に及んでいます（平成 30（2018）年度時点）。さらに、西東京市教育委員会、西東京市防犯協会、田無警察署、西東京市児童青少年課がこの活動に協力・連携しています。現在、市児童青少年課は、組織づくり等に関する援助やステッカーの作製、広報活動の援助、見舞金制度の設置等を行ってピーポくんの家活動を下支えしています。

各市立小学校のPTA・保護者の会の担当者は毎年5月中旬に、その年度の協力員名簿を市児童青少年課に提出することとされています。例年5月中旬から下旬に、市児童青少年課の招集のもとでピーポくんの家活動の担当者総会が開催されています（近時は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施が見合されており、状況の改善を待って再開予定となっています）。この総会は、各小中学校PTA・保護者の会、市青少年育成会、市児童青少年課のそれぞれの担当者が一堂に会するもので100人規模のものとなります。総会では、本取組の趣旨の確認、各地区での取組状況の報告、情報交換等が行われています。

総会終了後は、例年6月から11月にかけて、4つ（北部・中部・西部・南部）の各グループ単位¹で、グループ会議が開催されます。グループ会議は、各グループを構成する市立小中学校のPTA・保護者の会の担当者、市青少年育成会の担当者、市児童青少年課の担当者で構成されます。この会議では、各地域の課題や取組状況の報告、情報交換等が行われています。

例年1月中旬になると次年度の総会の事前打合せが各グループの代表者と市児童青少年課の担当者として行われます。1月下旬には、次年度用の資料一式が市児童青少年課より各小中学校のPTA・保護者の会の現年度担当者宛てにメールで送信されます。さらに、市児童青少年課より各ブロック代表校のPTA・保護者の会の現年度担当者宛てに、次年度総会事前打合せの案内が送付されます。

協力員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとされており、これは見舞金制度の契約期間1年間（一年度）と平仄を合わせています。そのため、3月頃になると、現年度協力員一人ひとりに対して継続の意思確認が実施されています。各市立小学校のPTA・保護者の会の担当者は、新規登録希望者（未登録の在校生、新一年生、転入者や新店舗等）への周知及び新規登録の協力依頼を行い、また、現年度の協力員への継続の意思確認を経たうえで、次年度の協力員名簿を作成します。

イ ピーポくんの家活動の内容

「子ども110番ピーポくんの家」は、「子どもたちが、登下校の通学路や、公園、広場、一般道路などで、『声かけ・ちかん・つきまとい』などにより被害を受けたり、身の危険や

¹ ピーポくんの家活動を担う4つのグループは以下の構成となっています。

北部グループには、碧山小学校区・栄小学校区・保谷第一小学校区・東小学校区が含まれ、グループ会議の構成メンバーには、各小学校のPTA・保護者の会の担当者のほか、青嵐中学校・明保中学校のPTA・保護者の会の担当者が入ります。

中部グループには、保谷小学校区・田無小学校区・住吉小学校区・谷戸第二小学校区・本町小学校区が含まれ、グループ会議の構成メンバーには、各小学校のPTA・保護者の会の担当者のほか、保谷中学校・田無第二中学校のPTA・保護者の会の担当者が入ります。

西部グループには、けやき小学校区・中原小学校区・谷戸小学校区・芝久保小学校区が含まれ、グループ会議の構成メンバーには、各小学校のPTA・保護者の会の担当者のほか、田無第三中学校・ひばりが丘中学校のPTA・保護者の会の担当者が入ります。

南部グループには、保谷第二小学校区・東伏見小学校区・向台小学校区・柳沢小学校区・上向台小学校区が含まれ、グループ会議の構成メンバーには、各小学校のPTA・保護者の会の担当者のほか、田無第一中学校・田無第四中学校・柳沢中学校のPTA・保護者の会の担当者が入ります。

不安を感じたときに、安心して避難できる場所として、地域の皆さんに、子どもたちを安全に保護し、110番通報をするなどのご協力をいただく活動」とされ、「地域で子どもを守り、犯罪による被害を未然に防ぐことを目的」としています（市児童青少年課作成のPTA・保護者の会の担当者向けの手引き）。また、ピーポくんの家活動の目的は、①「身の危険や不安を感じた子供の保護」、②「子供を守る地域づくり」、③「犯罪抑止」にあるとされています（市児童青少年課作成のピーポくんの家活動協力員向け資料『子ども110番ピーポくんの家』ご協力のお願（新規））。

ピーポくんの家活動の協力員は、ステッカーを子どもたちにも良く見える場所に掲示し、子どもが助けを求めた場合には、協力員向け手引きに従って対応することとされています。万が一、協力員が事件・事故に巻き込まれた場合に備え、見舞金制度が整備されています。ピーポくんの家活動は善意の協力によって成り立っており、事件・事故について協力員が責任を問われないものとされ、協力員向け資料にもその旨が記載されています。協力員が不安なくこの活動に参加できるよう工夫されています。

市児童青少年課作成の協力員向けの資料『子ども110番ピーポくんの家』協力者用手引きによれば、子どもがかけ込んできた場合、まず「どうしたの?」と聞き、けがの有無を確認したうえで、子どもからの訴えの内容に応じて応じられる範囲で対処することとされています。子どもの話やけがなどの状況から、事件・事故が発生した可能性がある場合は、子どもを保護したうえで、落ち着かせ、110番通報をします。協力員は110番通報が必要かどうかを判断し、必要と判断された場合は通報のほか、各小学校のPTA・保護者の会の担当者へ連絡します。連絡を受けたPTA・保護者の会の担当者は、学校及び市児童青少年課へ連絡します。110番通報が不要と判断された場合も、後日、協力員から各小学校のPTA・保護者の会の担当者に子どものかけ込みがあった旨の報告をすることとされています。報告を受けたPTA・保護者の会の担当者はその内容を市児童青少年課に連絡します。

ピーポくんの家活動の主たる運営は各市立小中学校のPTA・保護者の会の担当者及び市青少年育成会の担当者が担っています。それゆえ、協力員の登録や名簿の管理も各小学校区単位で行なわれています。しかしながら、成長するにつれ子どもの行動範囲も広がることから、協力員に関する情報も小学校区をまたいでマップ化して共有するニーズがあります。その場合、個人情報保護の観点から協力員の事前の承諾が必要となるため、協力員は新規登録及び継続の意思表示の際、以下の四つの選択肢の中から個人情報の使用に関して同意する範囲の一つを選択することができますようになっています。子どものセーフティネットとしての効果を最大化しつつ、協力員の負担感を軽減するための工夫がされています。

活動1 子どもの受け入れとステッカー掲示に協力する

活動2 活動1及び、小学校昇降口のピーポくんマップへの掲載（個人宅は匿名）に承諾する

活動3 活動2及び、「ピーポくん安全マップ」への掲載（個人宅は匿名）に承諾し、近隣小中学校PTA・学童、地区委員、及び学区内ピーポくんの家協力者に「ピーポ

くん安全マップ」を配布することに同意する
活動4 活動3及び、他学区の「ピーポくん安全マップ」への掲載（個人宅は匿名）に同意する

（「子ども110番ピーポくんの家」協力申込書より抜粋）

なお、協力申込書に記載された協力者情報（氏名・住所・電話番号）は、西東京市立小中学校PTA・保護者の会、西東京市青少年育成会、西東京市教育委員会、西東京市防犯協会、田無警察署、西東京市の計6団体で把握し、地域の子どもたちを守る地域づくり及び防犯力の強化のために共有されることとなっています。ただし、特定の団体に情報共有をされたくないなど、個別の要望にも対応しています。

3 ピーポくんの家についてのおとなの認識

(1) 担当者へのアンケートの実施

ア 実施日程・方法

令和元（2019）年12月18日に、市立小学校・中学校のPTA・保護者の会や校外委員会等のピーポくんの家担当者に、市児童青少年課の管理しているメーリングリストを通じて電子メールにてアンケートを依頼しました（52人中メールアドレスが登録されている47人）。回答方法は二通りです。ひとつは、メールに添付したワード形式のアンケート用紙に回答を書き込んでメールで返信する方法です。もうひとつは、ウェブアンケートに入力して回答する方法です。回答期限は、12月26日としましたが、その後、回収率向上のため令和2（2020）年1月10日へと延長しました。

市青少年育成会のピーポくんの家担当者（19人）に、令和2（2020）年2月3日に各育成会の代表者を通じてアンケートを依頼しました。回答期限は2月23日としました。

イ 対象数・回答数・回収率

アンケート対象数は66人です。そのうち、回答数は26件で、回収率は39%でした。

ウ アンケート結果

「この活動の担当になられたのはいつですか」と尋ねたところ、「わからない」と回答した方を除く25人のうち、「1年以内」88%（22人）が大部分でした。長期の方はわずかで、「1年以上5年未満」8%（2人）、「5年以上10年未満」4%（1人）でした（図1）。

「『子ども110番ピーポくんの家』が子どもたちにとってどういう役割を果たすのかについて①どなたから、②どのような説明を受けましたか」（①複数回答可、②自由記述）と尋ねました。

まず、「①どなたから説明を受けたか」につい

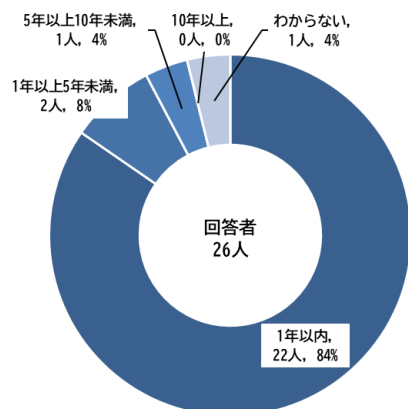


図1：この活動の担当になられたのはいつですか

では、「前担当者」62%（16人）、「市役所」31%（8人）、「青少年育成会」15%（4人）、「学校関係者」12%（3人）となりました（図2）。

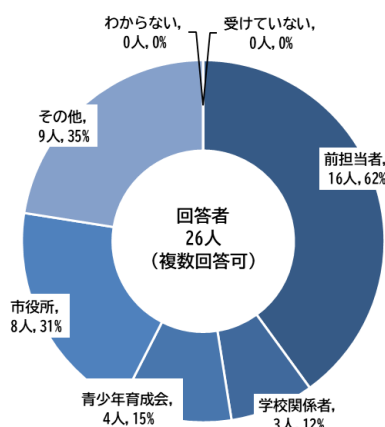


図2：どなたから説明を受けましたか
※ パーセンテージは回答者26人に占める割合を示しています。

次に、「②どのような説明を受けたか」について、担当者は、大きく分けて、ピーポくんの家が「どのような時に利用されるか」と、「それ以外の役割」の説明を受けていました。そして、「どのような時に利用されるか」については、「緊急時・危険を感じたとき・危険なことがあったとき・怖い思いをしたとき」46%（12人）、「困った・不安になったとき」27%（7人）と、やや抽象的で広い説明を受けた方が多かったです（73%、19人）。

他方で、「ちかん・つきまとい・不審者にあつたとき」27%（7人）、「犯罪・事件・事故にあつたとき」12%（3人）と、具体的な説明を受けた方は比較的少なかったです（38%、10人）。「それ以外の役割」については、「犯罪の未然予防・抑止力」38%（10人）、「地域による子どもたちの見守り」23%（6人）と説明を受けた方が多かったです（表1：担当者がピーポくんの家の役割についてどのような説明を受けたか）。

「あなたは『子ども110番ピーポくんの家』について、子どもたちに説明する機会があり

表1：担当者がピーポくんの家の役割についてどのような説明を受けたか

どのような時に利用されるかについて	ちかん・つきまとい・不審者にあつたとき	7人	27%
	傷害にあつた・ケガをしたとき	0人	0%
	犯罪・事件・事故にあつたとき	3人	12%
	緊急時・危険を感じた・危険なことがあったとき・怖い思いをしたとき	12人	46%
	困った・不安になったとき	7人	27%
	助けを求めてきた・駆け込んできた・子どもがきたとき	1人	4%
	何かあつたとき	1人	4%
	万が一のとき・もしものとき・いざというとき	2人	8%
	急な体調不良・トイレに行きたいとき	0人	0%
	それ以外の役割について	地域の防犯意識が高まる	1人
地域による子どもたちの見守り		6人	23%
犯罪の未然予防・抑止力		10人	38%
手引きのとおり説明された	0人	0%	
業務内容のみの説明で役割については説明されなかった	1人	4%	
説明は受けたが忘れた・覚えていない	0人	0%	
わからない	0人	0%	
未回答	0人		
回答者		26人	

※ パーセンテージは回答者26人に占める割合を示しています。

ましたか」と尋ねたところ、「あった」50%（13人）、「なかった」50%（13人）で同数でした（図3）。「あった」と回答した方は、地域の子ども会や、集団登下校、ゴミゼロ運動など、子どもと接する機会を利用して説明をしていました。

「ピーポくんの家に子どもが立ち寄った事例にはどのようなものがありましたか。把握している限りで、軽微なものも含めて教えてください（たとえば、トイレ使用や雨宿りなども含みます）」と尋ねたところ、把握している事例が「ある」12%（3人）、「ない」88%（23人）でした（図4）。「ある」と回答した方は、「トイレを貸してほしい」「お水を頂いた（水を飲ませてほしい）」「軽いけがの手当て」を挙げていました。

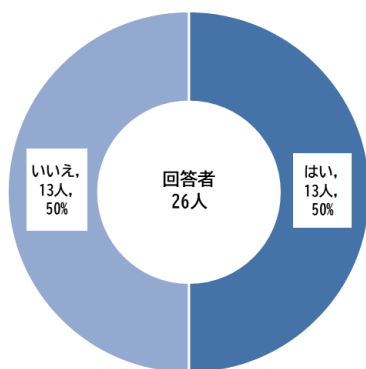


図3：あなたは「子ども110番ピーポくんの家」について、子どもたちに説明する機会がありましたか

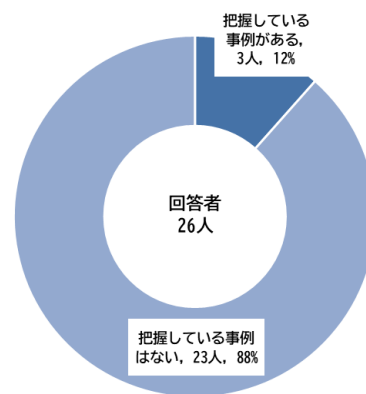


図4：ピーポくんの家に子どもが立ち寄った事例で把握しているものはありますか

ありましたか。把握している限りで、軽微なものも含めて教えてください（たとえば、トイレ使用や雨宿りなども含みます）」と尋ねたところ、把握している事例が「ある」12%（3人）、「ない」88%（23人）でした（図4）。「ある」と回答した方は、「トイレを貸してほしい」「お水を頂いた（水を飲ませてほしい）」「軽いけがの手当て」を挙げていました。

（2）協力員へのアンケートの実施

ア 実施日程・方法

令和元（2019）年12月23日に、協力員（総数1,396人から無作為に抽出した700人を対象）にアンケートを実施しました。配布に際して、各地区定例会を通じて民生委員・児童委員にアンケート配布の協力をお願いしました。回答期限は令和2（2020）年1月23日としました。

イ 対象数・回答数・回収率

アンケート対象数は700人です。そのうち、回答数は367件で、回収率は52%でした。

ウ アンケート結果

「協力員になったのはいつからですか」と尋ねたところ、未回答の方及び「わからない」と回答した方を除く269人のうち、「10年以上前」36%（96人）、「5年前以上10年前未満」36%（97人）、「1年前以上5年前未満」24%（64人）、「1年前未満」4%（12人）でした。「わからない」との回答の中にも、ピーポくんの家活動当初から協力員をしているという方も多かったです（図5）。

「協力員の役割について①どなたから、②どのよ

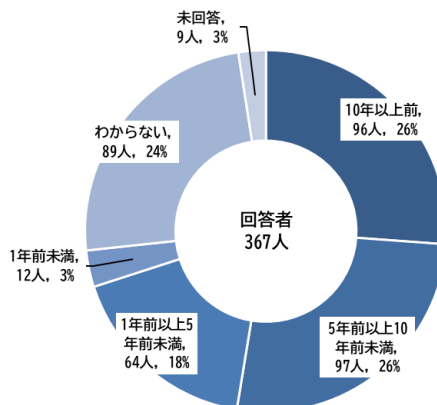


図5：協力員になったのはいつからですか

うな説明を受けましたか（どのような役割を担い、どのような時に使われるか、など）」(①複数回答可、②自由記述)と尋ねました。

まず、「①どなたから説明を受けたか」について、「PTA・保護者の会担当者」77% (283人)が大部分でした(図6)。

次に、「②どのような説明を受けたか」について、協力員も担当者同様、大きく分けて、ピーポくんの家が「どのような時に利用されるか」についてと、「それ以外の役割」について説明を受けていました。そして、「どのようなときに利用されるか」については、「助けを求めてきた・駆け込んできた・子どもがきたとき」26% (77人)、「困った・不安になったとき」17% (51人)、「緊急時・危険を感じた・危険なことがあったとき・怖い思いをしたとき」13% (40人)と、やや抽象的で広い説明を受けたという方が多かったです(52%、168人)。他方で、「ちかん・つきまとい・不審者にあったとき」8% (25人)、「傷害にあった・ケガをしたとき」0.3% (1人)、「犯罪・事件・事故にあったとき」5% (14人)と、具体的な説明を受けた方は比較的少なかったです(13%、40人)。また、「それ以外の役割」

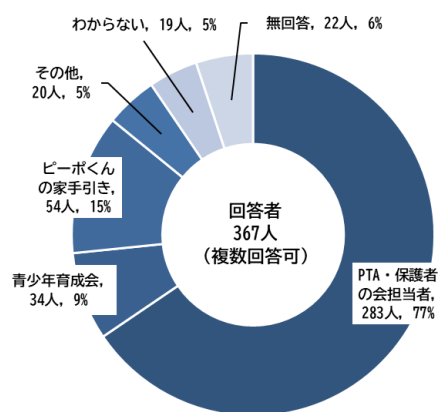


図6：どなたから説明を受けましたか
※ パーセンテージは回答者 367 人に占める割合を示しています。

表2：協力員がピーポくんの家活動についてどのような説明を受けたか

どのようなときに利用されるかについて	ちかん・つきまとい・不審者にあったとき	25人	8%
	傷害にあった・ケガをしたとき	1人	0%
	犯罪・事件・事故にあったとき	14人	5%
	緊急時・危険を感じた・危険なことがあったとき・怖い思いをしたとき	40人	13%
	困った・不安になったとき	51人	17%
	助けを求めてきた・駆け込んできた・子どもがきたとき	77人	26%
	何かあったとき	23人	8%
	万が一のとき・もしものとき・いざというとき	4人	1%
	急な体調不良・トイレに行きたいとき	2人	1%
それ以外の効果について	地域の防犯意識が高まる	7人	2%
	地域による子どもたちの見守り	52人	17%
	犯罪の未然予防・抑止力	40人	13%
その他	3人	1%	
手引きのとおり説明された	38人	13%	
説明されなかった	15人	5%	
忘れた・覚えていない	22人	7%	
わからない	5人	2%	
未回答	63人		
回答者合計		367人	

※ パーセンテージは未回答及び「わからない」を除く 299 人に占める割合を示しています

について、「地域による子どもたちの見守り」17% (52人)、「犯罪の未然予防・抑止力」13% (40人) といった説明を受けたという方が多かったです (表2: 協力員が活動についてどのような説明を受けたか)。

「これまでピーポくんの家に子どもたちが立ち寄った事例にはどのようなものがありましたか。軽微なものも含めて教えてください (たとえば、トイレ使用や雨宿りなども含みます)」と尋ねたところ、まず、立ち寄った事例が「ある」31% (114人)、「ない」64% (235人) でした (図7)。

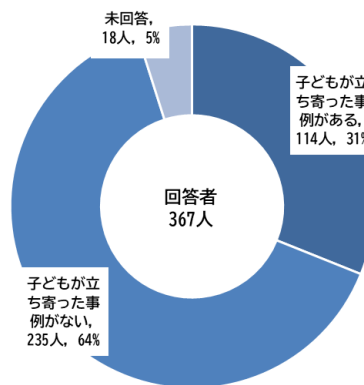


図7: 子どもが立ち寄った事例はありますか

次に、子どもたちが協力員のもとに立ち寄った事例を大まかに分類すると、「広く困ったとき」(大分類Ⅲ) に該当する事例が173件で、全事例の83%を占めています。「犯罪被害等」(大分類Ⅰ) に該当する事例が7件(3%)²、「救急時等」(大分類Ⅱ) の立寄り8件(4%)³でした (表3: 子どもが立ち寄った事例 (大分類))。

表3: 子どもが立ち寄った事例 (大分類)

大分類Ⅰ	犯罪被害等 (ちかん・つきまとい・不審者・犯罪被害を含む)	7件	3%
大分類Ⅱ	救急時等 (交通事故、危険を感じたり不安を感じたとき)	8件	4%
大分類Ⅲ	広く困ったとき	173件	83%
大分類Ⅳ	子どもとのコミュニケーション	20件	10%
合計		208件	

※ パーセンテージは事例の合計件数208件に占める割合を示しています。

² 「犯罪被害等」(大分類Ⅰ) に該当するかけ込み事例として以下のようなものがありました。

- ・不審者がいて怖いとかけ込んできたため、周辺を確認し家まで一緒に帰った事例
- ・公園で遊んでいる際におとなにつきまといわれたとかけ込んできた事例
- ・他の学生に暴力を振るわれた、カツアゲされそうになった、店舗で万引きしてこいと脅されたといった理由でかけ込んできた事例
- ・小学生が知らないおとなにつけられたと怖がってかけ込んできたため母親が帰るまで一緒に待った事例
- ・知らない人に話しかけられ、腕をつかまれ、こわかったとかけ込んできた事例
- ・不審者が子どもらに向かって露出したとかけ込んできたため、直ぐに110番通報と学校へ連絡した事例
- ・直接家へかけ込んできたわけではないが、家の前の道路で通学中の子どもがあやしい車に呼び止められていた。子どもの様子がおかしかったので、知っている人かを尋ねると、知らない人とのことだったので、乗ってはいけないことを伝えて子どもを保護した事例
- ・中学生同士が傘で喧嘩し出血した子どもが家へかけ込んできたため警察へ通報した事例

³ 「救急時等」(大分類Ⅱ) に該当するかけ込み事例として以下のようなものがありました。

- ・交通事故にあった軽傷の子どもを救急車が到着するまで一時的に保護した事例
- ・ずっと見ている人がいるとかけ込んできた事例
- ・学童から帰る際、日が落ちて暗くなったため怖がってかけ込んできた事例
- ・自宅以外の場所で親と待ち合わせていたため、帰り道がわからなくなって泣いているところを通りがかりのおとなに連れられてかけ込んできた事例
- ・自転車で転んで擦り傷から出血していたため、応急手当をし、保護者に連絡した事例
- ・発作を起こした友だちを助けてほしいとかけ込んできた事例

さらに、「広く困ったとき」(大分類Ⅲ)を細分化すると、最も多いのは、「トイレを貸してほしい」75件(36%)でした。回答者の約5人に1人が子どものトイレ使用による立ち寄りを経験しています。次に多かったのは、「自宅に入れない、家族が不在で帰れない、家族待ち、鍵がない等」で立ち寄った事例で27件(13%)⁴でした。それ以外にも、「傘を貸してほしい、雨宿り」25件(12%)、「軽いケガの手当て」12件(6%)、「喧嘩や子ども同士のトラブルからの退避・仲裁」5件(2%)⁵、「落とし物を拾った」3件(1%)で立ち寄った事例もあります(表4:子どもが立ち寄った事例(細分化))。

表4:子どもが立ち寄った事例(細分化)

大分類Ⅰ	犯罪被害等(ちかん・つきまとい・不審者・犯罪被害を含む)	7件	3%
大分類Ⅱ	救急時等(交通事故、危険を感じたり不安を感じたとき)	8件	4%
大分類Ⅲ	困ったとき(「のどがかわいた」「体調不良で休憩がしたい」を含む)	25件	12%
	トイレを貸してほしい	75件	36%
	軽いケガの手当て	12件	6%
	喧嘩や子ども同士のトラブルからの退避・仲裁	5件	2%
	家出、学校に行きたくない、帰りたくない等の訴え	1件	0%
	自宅に入れない、家族が不在で帰れない、家族待ち、鍵がない等	27件	13%
	傘を貸してほしい、雨宿り	25件	12%
	落とし物を拾った	3件	1%
大分類Ⅳ	会話やコミュニケーションのため	20件	10%
合計		208件	

※ パーセンテージは事例の合計件数208件に占める割合を示しています。

(3) 小学校へのアンケートの実施

ア 実施日程・方法

令和2(2020)年1月22日に、市立小学校全18校に校長会を通じてアンケートを依頼し

⁴ 「自宅に入れない、家族が不在で帰れない、家族待ち、鍵がない等」に該当する事例には以下のようなものがありました。

- ・帰宅したら家族が留守で家の中が暗く心細くなったためかけ込んできた事例
- ・帰宅したが家族が留守で家の中に入ることができず困っていたため、小学校に連絡し、担任の指示のもと学童クラブに行くよう促した事例
- ・鍵を忘れて家に入れない子どもがかけ込んできた事例
- ・家への帰り道がわからなくなりかけ込んできたため、自宅まで送り届けた事例
- ・鍵を忘れたため電話を貸してほしいとかけ込んできたため、保護者に連絡をとり、保護者が帰宅するまで待った事例

- ・鍵が無いのでテレホンカードを貸してほしいとかけ込んできた事例

- ・学校に鍵を忘れてきたとかけ込んできたため、一緒に学校に取りに行った事例

- ・外で泣いて困っている子がいますと、通りがかりの方から連絡を受けた事例

⁵ 「喧嘩や子ども同士のトラブルからの退避・仲裁」に該当する事例には以下のようなものがありました。

- ・喧嘩をしているから止めてほしいとかけ込んできた事例

- ・中学生同士が喧嘩をして、協力員宅の庭に逃げ込んできたため、周囲の様子が落ち着くの待って帰したという事例

- ・近所の子ども同士でトラブルがありかけ込んできたため、話を聞いて自宅まで送り、保護者に事情を伝えたという事例

ました。各校の副校長又はピーポくんの家を担当している先生に回答してもらいました。回答は庁内交換便、メールまたはファクスにより回収することとし、2月7日を回答締切りとしました。

イ 対象数・回答数・回収率

アンケートの対象数は市立小学校全 18 校です。そのうち、回答数は 18 件で、回収率は 100%でした。

ウ アンケート結果

「貴校では『子ども 110 番ピーポくんの家』について児童が学習する機会を作っていますか」と尋ねたところ、「はい」83% (15 校)、「必ずではないが作っている」6% (1 校)、「いいえ」11% (2 校) でした (図 8)。総合的な学習の時間を利用して「地域安全マップを作ろう」におけるピーポくんの家マップの作成を通じて、ピーポくんの家の役割と場所を伝えている学校が多かったです (39%、7 校)。また、集団登下校、始業式、終業式、朝礼、安全指導日、学級活動などを利用して児童へ説明している学校もありました。田無警察署の方がセーフティ教室で講話を行うとの回答もありました。

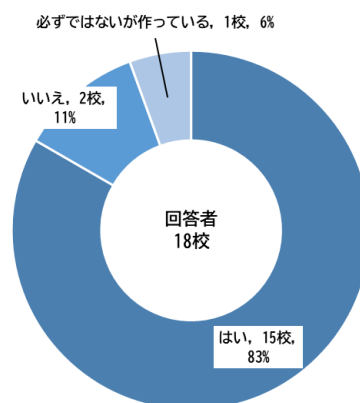


図 8：貴校では「子ども 110 番ピーポくんの家」について児童が学習する機会を作っていますか

「ピーポくんの家に子どもたちが立ち寄った事例にはどのようなものがありましたか。把握している限りで、軽微なものも含めて教えてください (たとえば、トイレ使用や雨宿りなども含みます)」と尋ねたところ、把握している事例が

「ある」47% (8 校)、「ない」53% (9 校) でした (図 9)。「ある」と回答した学校は、「お水をください」といってお邪魔した」「トイレ利用」「けがの手当てをしてもらった」を挙げていました。

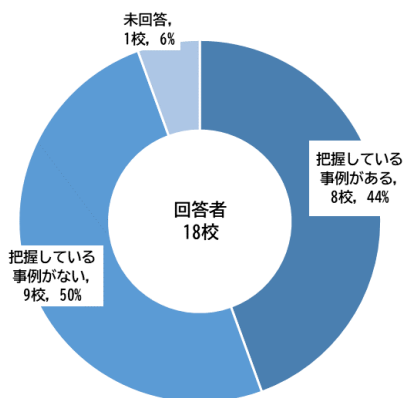


図 9：ピーポくんの家に子どもたちが立ち寄った事例で把握しているものはありますか

「貴校とピーポくんの家協力員の方との間で日常、関わり

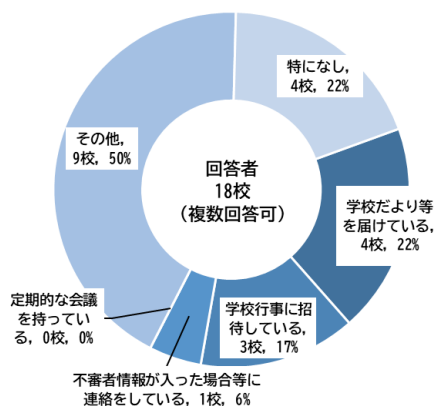


図 10：貴校とピーポくんの家協力員の方との間で日常、関わりがありますか
※ パーセンテージは回答者 18 校に占める割合を示しています。

がありますか」と尋ねたところ、「特になし」と回答したのは4校（22%）のみでした（図10）。学校と協力員が直接関わりを持つ機会は多くないものの、PTA・保護者の会を通じて協力員と接点を持つことがあるようです。

エ 小括

ピーポくんの家は、「子どもたちが、登下校時の通学路や、公園、広場、一般道路などで、『声かけ・ちかん・つきまとい』などにより被害を受けたり、身の危険や不安を感じたりしたときに、安心して避難できる場所として、地域の皆さんに、子どもたちを安全に保護し、110番通報をするなどのご協力をいただく」しくみです。これは、子どもたちの安全を願って、地域の人たちを中心に、「地域で子どもを守り、犯罪による被害を未然に防ぐことを目的」として、作り上げてきたもので、長い年月を超えてボランティア活動として受け継がれ、今もなお子どもたちにとって重要な役割を果たすものです。

アンケート結果からもわかるとおり、担当者、協力員、学校の各段階において、ピーポくんの家がどのようなものか、よく伝えられています。こうした取組がピーポくんの家が長く、意義のあるものとして続いてきた理由だと思われます。特に、協力員に対しては、「子どもの不安・困りごと」といった本来の目的を超える利用があることも想定する内容が伝えられていることがわかります。また、子どもたちへは、学校では総合的な学習の時間におけるピーポくんの家マップの作成や、集団登下校時の担当者・地区委員による説明、地域では地区子ども会などの催しを通じて、多様な機会が伝えられています。

協力員のアンケート結果からは、子どもたちが様々な理由で、実際にピーポくんの家を利用していることがうかがえ、このしくみが、子どもの安心・安全のために意義のあるしくみとして子どもたちの間でも西東京市に根付いていることがわかります。実際に子どもたちが利用した事案をつぶさにみても、申立てのきっかけとなった事案ほど深刻なものが多いわけではありませんが、喧嘩や子ども同士のトラブルの仲裁、家出した子どもの保護など、おとなの想定を超えた利用がなされている現状があることに気がつきます。そして、そういった利用実態について、この活動に関わる方々の間で、必ずしも共有しきれていない実態も見受けられました。

4 ピーポくんの家を子どもたちがどのように考えているか

以下の日程で、子どもからの意見の聞き取りを実施しました（合計81人）。

第1回	令和3（2021）年8月17日	住吉会館で開催されたサマー子ども教室	4人
第2回	令和3（2021）年8月20日	住吉会館で開催されたサマー子ども教室	11人
第3回	令和3（2021）年11月19日	田無児童館	29人
第4回	令和3（2021）年12月21日	田無柳沢児童センター	37人

聞き取りでは、ピーポくんの家の認知度と、利用に関する意識を聞き取りました。ピーポくんの家の認知度については、①ステッカーを見たことがあるか、②ピーポくんの家という名

称を知っているか、③通学路にあるピーポくんの家を何か所知っているかについてアンケートを実施しました。また、ピーポくんの家の利用に関する意識については、ピーポくんの家を利用する可能性がある三つの場面を例示したうえで、目の前にピーポくんの家があったらそのピーポくんの家に「いく」か「いかない」かについて理由を含めて聞き取りました。

(1) 聞き取りの結果

ア ピーポくんの家のステッカー及び名称の認知度

ステッカーを見たことがある子どもは81人中81人(100%)でした。また、名称を知っている子どもは81人中76人(94%)でした。ステッカー・名称ともに非常に広く認知されていることがわかります。

イ ピーポくんの家の場所の認知度

通学路でピーポくんの家がどこにあるか1か所でも知っている子どもは81人中42人(52%)で約半数にとどまりました。1か所以上知っているとした子どもは1か所12人、2か所15人、3か所7人、4か所4人、5か所3人、6か所1人でした。

ウ 利用に関する意識

ピーポくんの家を利用する可能性がある三つの場面を例示したうえで、目の前にピーポくんの家があったらそのピーポくんの家に「いく」か「いかない」かについて理由を含めて聞き取りました。

事例1 「下校中に知らない人に声を掛けられた…なんだかつけられている気がして怖い」

ピーポくんの家に「いく」と答えたのは81人中60人(74%)、「いかない」と答えたのは81人中21人(26%)でした。「いかない」との回答のうち主な理由は以下のようなものでした。

- ・ピーポくんの家も知らない人だから(児童館なら行くという意見あり)
- ・家が近いから
- ・立ち止まっているうちにつかまるから

事例2 「下校中に急にどしゃぶりの雨が降ってきて傘を持っていない」

ピーポくんの家に「いく」と答えたのは81人中33人(41%)、「いかない」と答えたのは81人中48人(59%)でした。「いかない」との回答のうち主な理由は以下のようなものでした。

- ・ピーポくんの家は知らない人から身を守るために行くところだから
- ・危険でないときに行ったら失礼だから
- ・知らない人の家だから(児童館なら行くという意見あり)
- ・ピーポくんの家にいったことがないのでどんなところかわからないから
- ・傘は学校で貸してもらえるから
- ・行く必要がないから ・走って帰るから ・家が近いから
- ・うちの人が心配するから

事例3 「下校中に友だちが転んでひざをすりむいて血が出てしまった。」

ピーポくんの家に「いく」と答えたのは81人中51人(63%)、「いかない」と答えたのは81人中30人(37%)でした。「いかない」との回答のうち主な理由は以下のようなものでした。

- ・いつも絆創膏を持ち歩いているから
- ・ティッシュがあるから
- ・水で洗えばいいから
- ・友だちを送って帰るから
- ・学校の保健室に戻るから

(2) 小括

聞き取りをした子ども全員(81人)がピーポくんの家のステッカーを見たことがあり、ピーポくんの家という名称も81人中76人(94%)が知っていました。小規模の調査ではありますが、この活動が子どもたちの間で既に広く認知されていることがわかります。ただし、通学路にあるピーポくんの家の場所を具体的にイメージできる子どもは約半数(52%)でした。本アンケートを実施した場所(住吉会館、田無児童館、田無柳沢児童センター)がピーポくんの家でもあることを考えると、これらの公共施設もまたピーポくんの家であることを伝えることで、より一層認知度を高めることができる可能性があります。また、下校途中に「声かけ・ちかん・つきまとい」をされた際の避難先としてピーポくんの家を利用したいと考える子どもの割合は74%と高いものでした。一方で、下校途中で突然雨が降ってきた際に利用したいと回答した子どもの割合は41%、同じくけがをした際に利用したいと回答した子どもの割合は63%でした。以上のことから、緊急避難場所であるというピーポくんの家活動の目的も子どもたちに広く知られているといえます。他方で、「声かけ・ちかん・つきまとい」の際にも、ピーポくんの家に「いかない」と回答した子どももいました(26%)。そこで挙げられた理由からは、ピーポくんの家と子どもとが顔のわかる関係性がないことや、ピーポくんの家がすぐに駆け込める場所でないことによって利用したいと思っても利用を差し控える可能性があることがわかりました。

第3 ピーポくんの家活動の大変さ

ここでは、ボランティア活動としてピーポくんの家活動を担っている担当者・協力員・学校へのアンケートに記載された内容を整理し、この活動の担い手が感じている大変さについて整理しました。

1 担当者の業務について

(1) 先進的な取組の情報共有の難しさ

市立小中学校PTA・保護者の会のピーポくんの家活動担当者の多くは一年度ごとに交代しています（6頁図1）。それゆえ、新規勧誘や更新の意思確認なども、毎年違う担当者が実施するケースが多いようです。また、ピーポくんの家活動担当者の主たる情報共有の場である担当者総会やグループ会議も、開催頻度が一年度1回の場合が多いため、他校のピーポくんの家活動担当者や青少年育成会の担当者と情報共有したり、問題点を整理・検討したりする機会はそれほど多くありません。

こういった理由から、既に以前の総会やグループ会議で検討されたのと同様の課題が繰り返し提起されることがあります。たとえば、ステッカーが古くなっている家があるがどこで新しいステッカーをもらえるか⁶、他校の協力員をピーポくんの家マップに入れるために個人情報をごどのようにやり取りすればよいか⁷、より広域なマップを作成するために使用しやすい統一された形式の地図を作成してほしい⁸、新規募集のために市HPで広報してほしいなどといった声がありました。

また、他校区で行われた先進的な取組やアイデアを共有したり取り入れたりすることが難しいと思われます。たとえば、青少年育成会が費用負担してピーポくんの家マップを印刷した例、ピーポくんの家マップをカラー印刷した例、ピーポくんの家マップに協力員の場所だけでなく通学路にある危険箇所やAED設置場所も記載した例、協力員の更新訪問時に花の種を配布（子どもたちが登下校する時間は水やりをして見守ってほしいというメッセージを込めて、手ぶらで協力員の下を訪問する担当者の心理的負担を軽減する工夫）した例などの取組は広く共有されてもいいのではないかと感じました。

⁶ 協力員に配付されている手引きに記載されている担当者又は市児童青少年課に連絡すると新しいステッカーをお願いできるようです。

⁷ 前述5頁で述べたように、個人情報保護の観点から、協力員は活動1から4のどこまでの活動に協力・同意するかを選択できるようになっています。ある協力員が活動4までの全ての活動に協力してくださった場合に、その方の個人情報をどのような方法で円滑に他校の担当者へと受け渡すかといったことが課題になります。

⁸ 地図の形式を統一することはメリットもありますが、デメリット（地域により地図の形式がピーポくんの家マップ作成に適さない場合や独自の工夫が加えにくいような場合）もあるようです。狭い範囲のより詳細なマップを作る場合やより広域なマップを作る場合など、いくつかの形式の地図を目的に応じて選択的に使用できることが望ましいのかもしれませんが。

(2) 新規協力員確保の難しさ

市HPや市報等を用いて新規協力員を募集すれば応募者が増える可能性がある一方で、顔の見える関係性の中で徐々に草の根的に広がってきた担当者と協力員とのつながりは希薄になってしまう懸念もあります。他方、担当者の知人や新1年生の保護者のみを勧誘するのでは協力員が増えにくいのもたしかです。新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、新規勧誘のための訪問がはばかれる状況もありました。そのため、折衷案として、市HPや市報等でピーポくんの家活動の広報記事を掲載する動きもあります。共働き世帯が増えて、見守りを担える人材が減少している状況下で、店舗への勧誘だけでも市から実施してもらえないかという声も上がっていました。他方で、在宅ワークなどこれまでにない働き方が選択できることで担い手が増えていく可能性もあります。

(3) 協力員の直接訪問による更新手続きの負担

協力員の任期は一年度とされており、年度ごとに更新の手続きを取ってきました。これは見舞金制度の保証期間と平仄を合わせたものとなっており、保証の更新も兼ねています。

従前、更新の意思確認は、担当者が協力員の下を訪問し、申込書を作成・提出してもらっていました。校区によって協力員の数が非常に多い、担当エリアが広い、不在の場合もあるなど負担が大きかったようです。一方で、郵送による対応も考えられるところですが、そのための費用をどのように捻出するかが問題となります。

各担当者は、この更新手続きの機会を利用して、新旧担当者への引継ぎを行う、子どもを連れて協力員の下を訪問しピーポくんの家の周知活動を行うなど顔の見える関係づくりのために多様な工夫がなされてきたようです。これまで、この更新手続きは、協力員との重要なコミュニケーションの場として機能してきましたが、新型コロナウイルスの影響下では直接訪問それ自体がはばかれる状況となっています。そこで、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、協力員すべてに書面で更新の意思確認を行い、協力員を辞める旨の意向がない限りは、更新(の意思表示があったもの)とする措置が取られています。見舞金制度の保証期間も特例的に延長されているようです。

(4) 運営主体や活動内容の多様性

P T Aが組織されておらず、保護者の会があるにとどまる小学校では、保護者全体への周知や意思決定が難しいです。中学校にも担当者がいますが、ピーポくんの家活動に関与することが難しいようです。

子どもの安全に関する他の活動(栄小地区安全連絡会のさかえちゃん活動:通学路にチューリップを飾り付けておとなによる子どもの見守りをアピールする活動)や、他のパトロール活動(おやじの会、子ども見守り隊など)とピーポくんの家活動とで相乗効果を上げている学校もあります。

(5) 協力員に関する情報共有の難しさ

協力員の登録は校区単位で行われ、協力員の申込書も校区単位で管理されています。これは、登下校中の見守りという目的に適っています。他方、成長に応じて広がっていく子どもたちの行動範囲と、学区単位のマップの範囲が一致しないため、より広域のマップを作成するニーズもあります。また、大きな公園など広域から子どもが集まる場所周辺の協力員情報を共有するニーズもあります。しかしながら、個人情報の観点から共有が難しいという実態があるようです。

(6) 個人情報の保管場所がないこと

P T A室などがある小学校では、学校と話し合っ、協力員から提出された申込書などの個人情報を学校で保管できるように協力している学校もあるようです。他方で、そのような場所が確保できず、学校担当者が自宅で名簿を保管せざるを得ないということもあるようです。

2 協力員について

(1) 多様な協力員がいること

ステッカーの掲示による防犯効果もピーポくんの家活動の重要な目的です。そのため、ピーポくんの家には多様な場所⁹がありえます。また、ピーポくんの家活動は協力員の善意に基づくボランティア活動であるため、子どもが現に犯罪等の被害に遭った際にかけ込みを受け入れるという主目的以外では、協力員ごとに利用可能とする範囲が異なります。市児童青少年課作成の協力員向けの資料『子ども 110 番ピーポくんの家』協力者用手引き』においても、「子どもからの訴えの内容に応じて応じられる範囲で対処すること」とされています（5頁）。

⁹ アンケートを実施した中には、以下のような多様な協力員がいました。

・ 育ち学ぶ施設など日頃から子どもの居場所となっている施設など（子どもたちと顔の見える関係にあるため、緊急時のかけ込み先としても地域の防犯意識の向上にも資すると思われませんがその総数は限られています。）

・ 不在がちの家（緊急時に子どもがかけ込んできた場合に対応することができない可能性があるというリスクもありますが、ステッカーの掲示を通じて近隣住民の防犯意識の高い地域であることを周知する効果があります。）

・ 高齢者（近隣住民の防犯意識の高い地域であることを周知する意味があります。他方で、担当者からも協力員自身からも子どもがかけ込んだ際に対応できるか不安という声もありました。）

・ 店舗（登下校時間帯に営業している店舗は子どもが立ち寄りやすいです。他方で、業務中に対応を求めることが困難な場合もあります。）

・ 施錠されている家や呼び出しが必要な施設（オートロックのマンションなど呼び出しをしてから対応までタイムラグがあるような場所では、緊急のかけ込み先としては利用する可能性は低いですが、防犯意識の高い地域であることを周知する意味があります。）

・ アパートやマンションの上階（子ども自身がかけ込み先として利用する可能性は低いものの、防犯意識の高い住民がいることを周知する意味があります。）

(2) 協力員への情報共有や連携が難しいこと

現在、協力員の参加する会議体はありません。アンケートからは、かけ込み事例やそれに対する対応方法を共有してほしい、協力員相互間で協力し合える制度がほしい、協力員にも情報共有できる場や研修の機会がほしいといった声もありました。

(3) 子どもの対応に関する不安や困りごと

犯罪被害等以外の事例で、対応方法や連絡先がわからないケース（たとえば、家に帰れない子どもがかけ込んできたが保護者に連絡が取れないケースや、休みで学校などに連絡がつかないケースなど）、適切な対応方法がわからないケース（びしょぬれになった子を公園で保護して家まで送り届けたがきょうだいしかおらず保護者がいなかったケースや、仲間はずれになりたくない為におごる等している子どもをみかけたケースなど）があるようです。

ほかにも、ステッカーの交換を希望したが届かない、ステッカーが老朽化するため更新の際など定期的にステッカーも配付してほしい、トイレを壊されたり汚された、絆創膏を頻繁に要求される、子どもたちへの声かけが昔に比べて難しい、不審者情報を共有してもらえると見守りがしやすい、子どもの見守りのために身分を明かすものがあるとやりやすいといった声もありました。

第4 意見

ピーポくんの家は、「地域の皆さんに、子どもたちを安全に保護し、110番通報をするなどのご協力をいただく活動」とされ『声かけ・ちかん・つきまとい』などにより被害を受けたり、身の危険や不安を感じたときに、安心して避難できる場所」として設計されています（4頁）。ピーポくんの家活動の目的は、大きく分けると、「身の危険や不安を感じた子供の保護」という現に危険や不安のさなかにある子どもの保護という目的と、ピーポくんの家活動を通じて「子供を守る地域づくり」という意識が広く地域に根付くことで、「犯罪抑止」へとつながり将来生じうる子どもたちの危険や不安を未然に防ぐ目的の二つがあります。

ピーポくんの家活動は、運営主体として活動するPTA・保護者の会や市青少年育成会の担当者に加えて1,396人も協力員の方々のボランティアで支えられています（平成30（2018）年度時点）。協力員へのアンケート結果から、72%（193人中269人）の協力員が5年以上前からピーポくんの家活動に参加していました（8頁図5）。この活動が始まって以来、ずっと協力員をしているという方も多かったです。市の合併以前から積み重ねられてきた長い歴史を通して、この活動が子どもに極めて広く認知されていることもわかりました。子どもたちへの聞き取り（14頁）では、ステッカーを見たことがあると答えた子どもは100%（81人中81人）、「ピーポくんの家」という名称を知っている子どもも94%（81人中76人）に上りました。また、この活動で典型的な「下校中に知らない人に声を掛けられた…なんだかつけられている気がして怖い」という事例で、「ピーポくんの家に行く」と答えた子どもは74%（81人中60人）に上り、この活動の目的も広く認知されています。

協力員のアンケートからは、実際にたくさんの子どものかけ込み事例（367人への調査で少なくとも208件）があったこともうかがわれました（10頁表3）。協力員の31%（367人中114人）が子どものかけ込みを経験しており、犯罪被害にあいそうなきや救急など上記趣旨に沿った子どものニーズに応じていただいていることもわかりました（10頁脚注2及び3）。また、協力員のアンケートの自由記述からは、子どもが協力員の元へかけ込んだ事例だけでなく、日頃から防犯意識を高く持ち、日常生活の中で子どもたちの様子を見守っていることもわかりました。この活動の趣旨に賛同し、ステッカーを掲示することで、子どもの見守りへの高い関心がある地域であると周知することとなり、子どもたちへの犯罪を予防し、子どもたちに安心を保障している効果があると思われ、上記趣旨はまっとうされているとも思われます。

他方、協力員へのアンケート結果を見ると、実際の子どものニーズの8割超が、トイレや自宅に鍵がかかっているは入れないなど「広く困った場合」にありました（10頁表3及び11頁表4）。子どもたちのアンケートからも、「下校中に友だちが転んでひざをすりむいて血が出てしまった。」で63%（81人中51人）、「下校中に急にどしゃぶりの雨が降ってきて傘を持っていない」で41%（81人中33人）の子どもたちが「ピーポくんの家に行く」と答えています（14頁から15頁）。これらのことから、子どもたちはピーポくんの家が緊

急避難場所であるという目的を理解しつつも、もう少し広く子どもたち自身では対処が難しいと感じた困りごとについてピーポくんの家に助けを求める可能性があることがうかがわれました。トイレや自宅に入れない、傘がない、けがをしてしまったなどは、特に小学生年齢の子どもたちにとっては大きなアクシデントであり、地域に頼れる場所があることは大きな安心につながります。

そこで、たとえば、ピーポくんの家のうち、こうした子どもたちにも対応できる公的な施設などには、「ピーポくんの家プラス」という特別のステッカーを作って子どもたちのニーズを受け入れることも考えられます。子どもたちと顔のつながりがある子どもの居場所がこの役割を担うことで、子どもたちへのより一層の周知につながる可能性があります。

「ピーポくんの家」「ピーポくんの家プラス」の役割の違いについて、ステッカー以外にも子どもたちや保護者に十分周知することで、やや広く子どもたち自身では対処が難しいと感じた困りごとに対応することができると思われます。また、手引きなどを通じて協力員に周知することで、情報共有や横の連携が難しい協力員が活動する際の安心につながる可能性もあります。手引きには、今回の調査で明らかになった過去のかげ込み事例などをもとに、協力員が安心して対応するために必要な相談先（たとえば、児童相談所や子ども家庭支援センターや子ども相談室ほっとルームなど）を掲載しておくことも検討してよいと思われます。

地域のおとなたちが子どもたちを見守っていくというピーポくんの家のしくみは、地域の間関係の希薄化が言われる今日だからこそ大切だと考えます。せっかく続けられてきたピーポくんの家が、運営主体たる担当者及び協力員の負担感を強めることなく、子どもたちのニーズにより合致していく方向で発展していくことを望んでいます。